

## 噴火警戒レベル判定基準の公表について

平成26年9月の御嶽山噴火災害を踏まえ、平成27年3月にとりまとめられた火山噴火予知連絡会の提言において、火山の噴火警戒レベルの判定基準を精査し、公表することとされました。これを受けて、気象庁では、噴火警戒レベルが導入されている全国の火山について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業を進めているところです。

今般、下記の通り、作業が完了した火山に関し、その噴火警戒レベルの判定基準を気象庁ホームページにおいて公表いたします。

気象庁では、引き続き、残る全ての火山についての作業を進め、順次、公表して参ります。

### 記

1．噴火警戒レベルの判定基準の精査が完了した火山  
浅間山、御嶽山、桜島

2．公表方法

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表。

[http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai\\_level\\_kijunn.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai_level_kijunn.html)

### 問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課

電話 03-3212-8341(内線 4597, 4528)